

別表第一中「営業概況報告書」や「事業概況報告書」及び「営業の概況」や「事業の概況」に、監査

役				

を

会計参与				
監査役				

に改め、同表備考 3

中「株式会社」の監査等に関する商法の特別に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社」を「会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十二号に規定する株式会社」に改める。

（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律施行規則の一部改正）

第四十五条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律施行規則（昭和六十二年運輸省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「の発行」を「を引き受ける者の募集」に改め、同条中「の発行の」を「を引き受ける者の募集の」に、「の発行に」を「を引き受ける者の募集に」に改め、同条第一号中「新株」を「募集株式」に改め、同条第二号から第十一号までを次のように改める。

二 募集株式の払込金額（募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下同じ。）又はその算定方法

三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

四 募集株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間

五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

六 株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えようとするときは、その旨及び当該募集株式の引受けの申込みの期日

七 特に有利な募集株式の払込金額により新株を引き受ける者の募集をしようとするときは、その理由

八 新株を引き受ける者の募集の方法

九 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

十 新株を引き受ける者の募集により取得する金額の使途

十一 新株を引き受ける者の募集の理由

第二条の次に次の一条を加える。

（募集新株予約権を引き受ける者の募集の認可の申請）

第二条の二 会社は、法第五条第一項の規定により募集新株予約権を引き受ける者の募集の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に募集新株予約権を引き受ける者の募集に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 募集新株予約権の内容及び数

二 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨

三 前号に規定する場合以外の場合には、募集新株予約権の払込金額（募集新株予約権一個と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下同じ。）又はその算定方法

四 募集新株予約権を割り当てる日

五 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めるときは、その期日

六 募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、次に掲げる事項

イ 新株予約権付社債の総額及び各新株予約権付社債の金額

ロ 新株予約権付社債の利率、償還の方法及び期限その他の発行条件

七 前号に規定する場合において、会社法（平成十七年法律第八十六号）第百十八条第一項、第七百七十七条第一項、第七百八十七条第一項又は第八百八条第一項の規定による請求の方法につき別段の定めをするときは、その定め

八 株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えようとするときは、その旨及び当該募集新株予約権の引受けの申込みの期日

九 特に有利な条件又は募集新株予約権の払込金額により募集新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、その理由

十 募集新株予約権を引き受ける者の募集の方法

十一 新株予約権の行使に際して金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

十二 募集新株予約権を引き受ける者の募集により取得する金額の使途

十三 募集新株予約権を引き受ける者の募集の理由

第三条の見出し中「社債」を「募集社債を引き受ける者」に改め、同条中「社債の募集の認可」を「募集社債（募集新株予約権付社債を除く。以下同じ。）を引き受ける者の募集の認可」に、「社債」を「に募集社債を引き受ける者」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「社債」を「募集社債」に、「各社債」を「各募集社債」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「社債」を「募集社債」に改め、「発行価額」を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号を削り、同条第五号中「社債」を「募集社債を引き受ける者」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号中「社債」を「募集社債を引き受ける者」に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号中「社債」を「募集社債を引き受ける者」に改め、同号を同条第五号とする。

第三条の次に次の四号を加える。

（株式交換に際しての株式の発行の認可の申請）

第三条の二 会社は、法第五条第一項の規定により株式交換に際しての株式の発行の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に株式交換に際しての株式の発行に関する取締役会又は株主総会の議事録の写しを添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。